



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和5年1月13日
宮城労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 齋 和彦
地方職業安定監察官 高橋 伸幸
電話 022(299)8061
多賀城市都市産業部
産業振興課長 岩本 雅弘
電話 022(368)1141

多賀城市との「雇用対策協定」の締結について

多賀城市、高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部及び宮城労働局（塩釜公共職業安定所）は、相互の連携を密にし、地域の雇用対策等に効率的かつ効果的に取り組むことにより、地域の人材確保を推進し、持続可能な地域経済の実現と活性化を図ることを目的に雇用対策協定を締結することとなりましたので、下記のとおりご案内いたします。

市町村の首長と高齢・障害・求職者雇用支援機構と労働局長の三者間での協定締結は県内初、全国で4番目の事例になります。（※）

記

- | | | | |
|---|---|---|--------------------------------|
| 1 | 日 | 時 | 令和5年1月24日（火）午後1時45分～2時10分 |
| 2 | 場 | 所 | 多賀城市役所3階 第一委員会室 |
| 3 | 出 | 席 | 者 |
| | | | 多賀城市長 深谷 晃祐 |
| | | | 宮城労働局長 小林 健 |
| | | | 高齢・障害・求職者雇用支援機構
宮城支部長 吉野 祐一 |

4 協定による連携、主な協力事項

- (1) 若者の雇用支援
- (2) 人材確保支援及び人材育成支援
- (3) 高齢者の就職支援
- (4) 全員参加型社会の実現（就労困難者への支援）
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用対策
- (6) 働き方改革の推進、魅力ある職場の環境整備及びワーク・ライフ・バランスの推進

5 締結式の内容

- (1) 出席者紹介
- (2) 協定の概要説明
- (3) 協定書への署名
- (4) 写真撮影
- (5) 市長、高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部長及び労働局長からの挨拶
- (6) 市長、高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部長及び労働局長による

報道機関に対する質疑・応答

- ※ 平成 27 年 10 月に宮城県と雇用対策協定を締結しております。
市町村では、令和 4 年 1 月に登米市と、同年 3 月には大崎市と、同年 8 月に栗原市と雇用対策協定を締結しております。

(取材についてのお願い)

- ・取材いただける社におかれましては、当日、締結式会場に直接お越しくください。
- ・新型コロナウイルス感染症感染予防のため、手指の消毒、マスク着用、検温にご協力願います。
- ・風邪のような症状がある方、体調不良の方は取材をご遠慮願います。
- ・取材時は、腕章等プレス関係者であることを示すものを着用願います。
- ・指定された場所以外の立ち入りはご遠慮ください。また、関係職員等の指示に従っていただきますようお願いいたします。

多賀城市、高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部及び宮城労働局との雇用対策協定（概要）

宮城労働局

職業紹介、職業訓練、雇用管理指導・その他労働環境の改善と雇用の安定に関する施策

多賀城市

SDGs の理念を踏まえた第二次多賀城市まち・ひと・しごと創世総合戦略の実現

高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部

高齢者の雇用促進と障害者の雇用安定及び職業能力の向上に関する施策

人口の状況を把握した上で、目指すべき将来の方向性を定め、市民総活躍による担い手確保や地域の活力化を図るために「雇用対策協定」を締結し、**三者の連携と協力のもと**で多賀城市における雇用対策を効果的かつ一体的に推進する。

協定締結

連携して取り組む施策

1 若者の雇用支援

- ①新規学卒者の就職促進及び職場定着支援
- ②市内企業への就職促進

2 人材確保支援及び人材育成支援

- ①人手不足分野への対応
- ②効果的な職業能力開発を図るリカレント教育の充実及び就職促進
- ③UIJ ターン促進

3 高齢者の就職支援

- ①高齢者雇用確保に向けた取組
- ②シルバー人材センターの事業普及

4 全員参加型社会の実現（就職困難者への支援）

- ①働く意欲がありながら、就労を妨げる様々な要因を抱える市民の就職支援

5 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用対策

- ①事業の継続及び雇用の確保のために各種支援施策の実施

6 働き方改革の推進、魅力ある職場の環境整備及びワーク・ライフ・バランスの推進

- ①多様な働き方の提案及び就労環境の整備等による雇用拡大
- ②女性が活躍しやすい職場環境・社会環境整備のため、女性活躍推進法等の円滑な施行についての企業等への働きかけ

《協定締結のメリット》

◎地域の課題を共有し、役割分担を明確化することで、一体的に対策を実施することができる。

◎運営協議会（※）を設置し、連携体制を構築することで、これまで以上に密な連携を図ることができる。

※運営協議会：雇用対策協定に基づき、多賀城市、高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部及び宮城労働局・HW 塩釜で構成する運営協議会を設置
毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

■今後、運営協議会で「多賀城市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定し、雇用対策に関する施策を効果的かつ一体的に推進